

埼玉県介護福祉士修学資金貸付申請書

2025年5月1日

私たちは、「埼玉県介護福祉士修学資金等貸付事業実施要綱」の規定により本修学資金の貸付を受けたいので、同意書の各号の事項に同意の上、関係書類を添えて申請します。

埼玉県社会福祉協議会 会長 様

養成施設名	彩の国すこやか専門学校			入学年月	2025年 4月 (申請時点: 1年生)		
学部・学科 課程・コース名	介護福祉士課程 介護福祉士コース			修業年限	2年 0箇月 (卒業予定年月 2027年3月)		
申請者 (自署)	ふりがな	ふくし たろう		生年月日	西暦 2006年 4月 2日 (19歳)		
	氏名	福祉 太郎					
	現在の住所	〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65		【訂正方法】二重線で訂正、訂正印(記入者印)を押印、近くに正しく記入する			
	住民票の住所 上記住所と異なる場合のみ記入	〒 住民票を異動していない理由 〇〇のため、住民票を異動していない ※具体的に記入してください		住民票の住所を記載してください。			
電話番号	自宅 048-824-3370		携帯 090-0000-0000				
連帯保証人 (予定) (自署)	ふりがな	ふくし ちちお		申請者との関係	生年月日		
	氏名	福祉 父男		父	西暦 1968年 5月 1日 (57歳)		
	住所	〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65					
	電話番号	自宅 048-824-3370		携帯 080-0000-0000			
	日中連絡先	電話番号 080-0000-0000		※連帯保証の意思を確認するため、本会から電話連絡します。 ※連帯保証の内容について十分ご確認のうえご申請ください。			
	勤務先	名称	〇〇株式会社		前年の所得	課税証明書から転記してください	
負債状況	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 埼玉県〇〇市〇〇 〇-〇-〇 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇					
	有・無	内容	金額		円		
状況	申請中・受給中・借受中・返済中・猶予(据置中)・滞納・債務整理中・免責・その他()						
家族の状況 ※申請者の同一生計の家族	関係	氏名	年齢	同居・別居	前年の所得	備考	
	本人	福祉 太郎	19		課税証明書から転記してください。		
	父	福祉 父男	57	同居・別居			
	母	福祉 母子	50	同居・別居			
	妹	福祉 妹美	16	同居・別居	円	高校生	
祖母	福祉 祖母江	80	同居・別居	円	年金		

■申請理由について(具体的に記入してください)

(1) 申請理由 (経済的に修学資金 利用が必要な理由)	<ul style="list-style-type: none"> 申請者自身の言葉で、具体的に記載をしてください。 他者と酷似している場合は、再提出を依頼することもありますので、御注意ください。 埼玉県外の養成施設の場合は、埼玉県内で従事する理由も具体的に記入してください。 <p>【例】(1)家計の収入が少なく、学校に通うための授業料等の費用が不足する理由 等 (2)養成施設等を卒業後、埼玉県内の社会福祉施設等で〇〇で〇〇な介護福祉士になりたい 等</p>
(2) 埼玉県内の どのような施設で どのような介護福 祉士になりたいか	<input checked="" type="checkbox"/> 私は、介護福祉士の資格を取得後、埼玉県内の社会福祉施設等において、介護福祉士等の業務に従事します。 <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。 介護福祉士修学資金シミュレーションシート(様式第16号)の内容を書き写してください。

■修学資金の借入希望について (千円未満切り捨て)

高等教育の修学支援 新制度の対象	対象者である ・ 対象者でない ・ 申請中	区分 (対象者は 該当に〇)	第 I ・ II III ・ IV 区分
修学 借入 期間	2025年 4月 から2027年 3月まで (24 箇月)		
金額	申請中の場合は、「区分」「授業料等減免 金額(年額)」は未記入としてください。 $00円 \times 24箇月分 = 1,200,000円$ (200,000円以内) 50,000円 ③就職準備金 (200,000円以内) 200,000円 ④国家試験対策費用 (40,000円/年以内) 年額 40,000円 \times 2年分 = 80,000円 合計 (①+②+③+④) 1,530,000円		

■他の奨学金等の借入状況

名称	状況
日本学生支援機構(貸与型)	申請中・受給中・返済中
	申請中・受給中・返済中
	申請中・受給中・返済中
備考	

○修学資金は貸付です。他の奨学金を利用している場合は、過剰な借入とならないよう必要額を申請するようにしてください。

○「高等教育の修学支援新制度の対象」となる場合、修学に必要な金額から授業料等の減免の上限額を差し引き、減免後も自己負担が生じる場合のみ貸付が可能です